

(参考1) 森林経営計画の概要

- 平成23年の森林法改正により、面的まとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備を進め、持続的な森林経営を確保していく森林経営計画制度を創設、平成24年4月から施行。
- 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが経営を行う森林について、自発的に作成する、具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画。



森林経営計画

- ・地形界で括られた面的まとまりのある森林を単位とした森林経営計画の作成により、持続的な森林経営を推進

意欲ある者による施業集約化

搬出間伐の推進



効率的な路網整備

高効率な作業システム

効率的かつ継続的な施業による安定的な木材供給の実現

目的

一体的なまとまりを持った森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮

作成者

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

作成要件

(林班計画) 林班等の面積の2分の1以上の森林
(区域計画) 市町村が定める一定の区域内で30ha以上の森林(属人計画) 自ら所有している100ha以上の森林

計画内容

森林経営の長期方針、森林の現況と伐採・造林計画、森林の保護、路網の整備等

認定基準

主伐(收穫の保続、標準伐期齢、伐採規模等)、間伐(間伐率、間伐間隔等)、適正な植栽その他市町村森林整備計画との適合

計画期間

5年

認定者

市町村長等

メリット

所得税・相続税の特例措置、日本政策金融公庫等における融資条件の優遇、各種補助金等の支援対象